

## 農作物共済（水稲）重要事項説明書

この「説明書」は、農作物共済（水稲）へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項（契約概要・注意喚起情報）を記載したものです。必ずご一読いただき、水稲共済の内容をよくご確認、ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

また、引受（加入）方式については、すべての農業共済組合又は農業共済事務組合（以下「組合等」という。）が全方式を実施しているものではありません。詳細につきましては組合等の共済規程又は条例（以下「共済規程等」という。）をご参照いただくか、加入先の組合等へお問い合わせください。

### ア「契約概要」の項目

#### （ア）共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合等、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、国の三段階により、各々が責任の一部を負担し危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### 共済関係の成立について

（１）水稲共済の共済関係は、穀実の収穫を目的とする水稲に係る耕作の業務が組合等の共済規程等で定めた面積（主食用米、飼料用米、米粉用米、加工用米及び備蓄米等の作付面積の合計）以上の場合、農業保険法の定めにより、共済関係は当然に成立します（当然加入）。

ただし、都市計画法に規定する市街化区域内又は都市計画区域内で水稲の耕作を行う耕地がある場合の当然加入基準は、次のように算定し判断します。

$$\begin{array}{l} \text{市街化区域又は用途} \\ \text{地域内の耕作面積} \end{array} \times \frac{\text{当然加入基準として知事が定めた面積}}{40 \text{アール}} + \begin{array}{l} \text{市街化区域及び用途} \\ \text{地域外の耕作面積} \end{array}$$

（２）水稲共済細目書異動申告票の提出

共済関係が当然成立する方は、必要事項を記載した水稲共済細目書異動申告票を提出期日までに組合等に提出するよう共済規程等で定められています。

ただし、「水稲生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票」となっている場合は、各地区で定められている提出期日になります。

（３）（１）以外の方が加入される場合は、別途定めている農作物共済関係成立申出書に、必要事項を記載して組合等が定めた期日までに申込み、その申し出を受理した日から起算して20日を経過した時に共済関係が成立します（任意加入）。

ただし、組合等が、その申し出を受理してから起算して20日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りではありません。また、任意加入にあたっては、一定の加入要件があります。

（４）耕作に係る水稲が以下の事項に該当する場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、引受対象から除外させていただきます。

①水稲共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当な確実さを持って見通

されること。

②基準収穫量の正確な決定が困難であること。

③水稲が未成熟のまま収穫されること。

④通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

(イ) 補償の内容(支払事由・免責・支払わない場合について)

#### 引受(加入)方式と内容について

(1) 一筆方式 (※事故除外方式)

耕地ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その耕地の基準収穫量の3、4、5割を超えるとときに共済金を支払う方式。

(2) 半相殺方式 (※事故除外方式)

加入者の被害耕地に係る減収量の合計がその加入者の基準収穫量(その加入者の耕地ごとの基準収穫量の合計)の2、3、4割を超えるとときに共済金を支払う方式。

(3) 全相殺方式 (※事故除外方式)

加入者ごとの減収量(その加入者の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量)がその加入者の基準収穫量の1、2、3割を超えるとときに共済金を支払う方式。

(4) 品質方式

その年の実収穫量に品質指数を乗じる方法により算定した収穫量が、基準収穫量に達しない場合で、かつ、生産金額が補償額(基準生産金額の9、8、7割)に達しない時に共済金を支払う方式。生産量の概ね全量を原則として過去5年間において、数量及び等級に関する資料の提供が得られるJA等に出荷しており、かつ、今後も概ね全量をJA等に出荷することが条件です。

(※事故除外方式：地域指定により病虫害を共済事故としない方式があります。)

#### 共済事故について

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故(以下「共済事故」という。)は、次のとおりとなっています。

(1) 風水害、干害、ひょう害、冷害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による水稲の減収。

(2) 品質方式の場合は、前記災害による減収または品質の低下を伴う生産金額の減少。

#### 支払責任のない損害について

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次の場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害。

(3) 加入者又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。

(4) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く)。

(5) 植物防疫法の規定に違反した場合の損害。

(6) 農業保険法の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた農作物につき、その栽培方法をその定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合の損害。

**共済金の支払いについて**（共済金：一般の保険金に相当するものです。）

（１） 損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

ただし、組合等は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

① 一筆方式

・ 選択された１キログラム 当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：耕地ごとの共済事故により減収した量のうち、基準収穫量の３割又は選択された支払開始損害割合を超えた数量（キログラム）

② 半相殺方式

・ 選択された１キログラム当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：加入者ごとの共済事故により減収した量の合計のうち、基準収穫量の２割又は選択された支払開始損害割合を超えた数量（キログラム）

③ 全相殺方式

・ 選択された１キログラム 当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：加入者ごとの共済事故により減収した量と増収した量を相殺した減収量の合計（出荷数量等調査により把握した生産量）のうち、基準収穫量の１割又は選択された支払開始損害割合を超えた数量（キログラム）

④ 品質方式

・  $(\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times (\text{共済金額} \div \text{共済限度額})$

共済限度額：基準生産金額×９割又は選択された補償割合

ただし、加入者ごとの、災害による減収又は品質の低下を加味した実収穫量が、基準収穫量を下回り、かつ生産金額が特定農作物共済限度額に達しない場合。

**共済金を支払わない場合について**

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

（１） 通常すべき管理、損害防止義務を怠ったために損害が生じたとき。

（２） 損害防止の指示に従わなかったとき。

（３） 損害発生のお知らせを怠り、又は故意・重大な過失によって事実と異なる通知をしたとき。

（４） 水稻共済細目書異動申告票の提出を怠ったとき。

（５） 水稻共済細目書異動申告票の提出後、変更通知にあたり、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

（６） 正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅延したとき。

**分割評価について**

通常行うべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から除きます。

（ウ） 共済責任期間

**共済責任期間について**

移植期から収穫するに至るまでの期間です。ただし、その地域の通常の時期が原則です。

（エ） 引受条件（共済金額等）

**基準収穫量について**

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、一筆、半相殺方式は収量等級をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。全相殺方式は、加入者の過去5か年の出荷実績をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。

品質方式は、加入者の過去5か年の出荷実績をもとに、価格を指数化した「品質指数」を加味した上で10アール当たり基準収穫量を算定します。

#### 共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- (1) 一筆方式の場合（耕地ごとに算定します。）：農林水産大臣が定める1キログラム当たり共済金額（以下「単位当たり共済金額」という。）×耕地ごとの基準収穫量の7割又は選択された補償割合
- (2) 半相殺方式の場合（加入者ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の8割又は選択された補償割合
- (3) 全相殺方式の場合（加入者ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の9割又は選択された補償割合
- (4) 品質方式の場合（加入者ごとに算定します。）：産地別銘柄ごとの基準生産金額の合計×付保割合

#### 共済事故等の種別と単位当たり共済金額の選択について

- (1) 共済事故等の種別（引受（加入）方式、補償割合）と単位当たり共済金額は、共済規程等で定めるうち各々1つを選択できます。
- (2) 全相殺方式及び品質方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。
- (3) 共済関係が当然成立の方で、水稻共済細目書異動申告票の提出を拒んでいる場合は、現地調査の法的手続きに従い組合等が共済細目書を作成し、損害評価会に諮って契約内容を一筆方式5割補償で、国が定める告示最低額として確定することになります。

(オ) 共済掛金等に関する事項

#### 共済掛金について

- (1) 共済事故等の種別ごとに、次のように算定します。

加入者負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率－国庫負担掛金

- (2) 共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率に加入者ごとの過去一定期間の被害率等により、集落又は地域ごとに危険段階別共済掛金率を設定しています。

(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込み方法・払込み期日）

#### 加入者負担掛金の払込み（納付）について

- (1) 加入者負担掛金の払込み（納付）は、払込（納付）金額、期日及び場所を記載した掛金払込通知書（掛金賦課金納入告知書）をもって払込み（納付）します。

また、払込（納付）金額には賦課金（事務費）を含んでいます。

- (2) 督促及び延滞金について

(1) の加入者負担掛金及び賦課金（以下「加入者負担掛金等」という。）を正当な理由がないのに滞納する方には、督促状により、督促いたします。

また、滞納に係る加入者負担掛金等の額につき、共済規程等に定められた割合で、払込期日の翌日からその完納の前日までの日数により計算した延滞金が課せられます。

## (キ) 無事戻しに関する事項 (条件・方法・決定)

### 無事戻しについて

毎事業年度、総代会又は議会（以下「総代会等」という。）の議決により、前3か年間に受取った共済金と前2か年間に受け取った無事戻しの合計額が、前3か年の加入者負担掛金の2分の1を下回る加入者（総代会等議決時に加入者であることが必要）に対しては、無事戻金を交付します。

なお、組合等又は連合会の財務状況によっては、無事戻金をお支払いする金額が削減される場合があります。

## イ「注意喚起情報」の項目

### (ア) 告知義務等の内容

水稻共済細目書異動申告票の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

### 加入者の義務について

#### (1) 水稻共済細目書異動申告票の提出後の変更通知

水稻共済細目書異動申告票の提出後、記載内容に誤り、又は変更が生じた場合は、速やかに組合等へご連絡ください。連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

#### (2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合等に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

#### (3) 損害防止の義務

水稻について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有します。  
また、損害防止の必要な措置について、組合等からお願いする場合がありますのでご留意願います。

#### (その他)

### 個人情報の取扱いについて

水稻共済細目書異動申告票により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合等が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために業務に必要な範囲で利用します。

(1) 組合等は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。

(2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

(3) 個人データに第三者の情報が含まれており、加入者から組合等へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、加入者が責任を負い、組合等には責任が及ばないこととします。